

# 基本補償

この保険は、こんなときにお役に立ちます。



## 日常生活におけるケガ等



料理中のヤケド



階段でのケガ

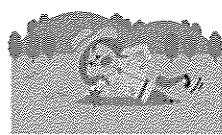


お仕事中、転んでのケガ



特定感染症

## レジャー中のケガ



ハイキング中の事故によるケガ



テニス中のケガ

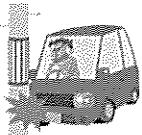


野球・ゴルフなどのボールが当たってのケガ

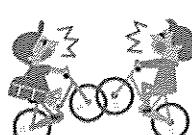


スキー中のケガ

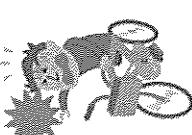
## 乗り物によるケガ・道路通行中のケガ



ドライブ中のケガ



自転車との接触によるケガ



自転車で転んでのケガ



自動車にはねられてのケガ

保険金の種類	保険金額	A セット	B セット
傷害死亡保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額	40万円	182万円
傷害後遺障害保険金 <sup>(※1)</sup>			
傷害入院保険金	傷害入院保険金日額	3,000円	6,000円
傷害手術保険金 <sup>(※2)</sup>			
傷害通院保険金	傷害通院保険金日額	1,700円	3,000円
保険料(年払)		職種級別A 10,000円	職種級別A 20,000円

(※1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いたします。

(※2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いたします。

●上記は職種級別A(事務系会社員、サービス業等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●上記基本補償には天災危険補償特約がセットされています。

●上記基本補償には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。

# オプション

⚠ 基本補償のセットをお申込みの方のみ  
ご加入いただけます。

「基本補償」にプラスして「オプション補償」にご加入いただけます。

●「オプション補償」のみのご加入はできません。

※オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

## 日常生活における賠償責任の補償

買い物中過って  
商品を壊した



日常生活賠償保険金　日本国内の事故については示談交渉サービス付

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、または日本国内で誤って線路に立入り、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引き受けします。(詳細は13ページの「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」をご覧ください。)

Vセット	保険金額	1億円
	保険料(年払)	1,540円

(注)被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲は15ページの「契約概要のご説明」の「1.(1)商品の仕組み」をご覧ください。

## 携行品の損害の補償

ハンドバッグを  
ひったくられた



携行品損害保険金

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、9ページの「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

Wセット	保険金額(免責金額 3,000円)	15万円
	保険料(年払)	1,050円

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、9ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(注2)携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または、1対のものについて10万円が限度となります。